

災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害時における岐阜県内の公共土木施設の被害状況調査に関して、岐阜県（以下「甲」という。）が、社団法人岐阜県測量設計業協会（以下「乙」という。）に対して応援協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力の内容)

第2条 県内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が被災状況等に関する応急調査を実施する場合において、乙は甲に協力して、この調査業務に従事するものとする。

(応援協力の手続き等)

第3条 災害が発生し、甲が必要と認めるとき又は乙から応援協力の申し出があったときは、甲は、書面又は口頭により乙に応援協力を要請することができる。

2 甲が乙に応援協力を要請する場合には、現地対策本部（所管建設事務所）において速やかに調査区域や調査内容、調査時期等について調整を図り、その具体的な活動について要請するものとし、乙は、この要請に基づき調査を実施するものとする。

3 通信手段の途絶等のため、甲から乙への協力の要請又は乙から甲への協力の申し出が困難な場合において、乙が、乙の判断により被害状況等に関する応急調査を行った場合には、乙は、可能な限り速やかにその調査結果等を甲に提供するものとする。

4 乙が実施する被害状況等に関する応急調査の実施状況については、随時、甲に情報提供するものとし、調査が完了したときは、調査結果、活動概要等を速やかに文書等により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第4条 乙からの応援協力の申し出に基づき、乙が行う調査・報告等については、乙の責任において実施するものとし、これに要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙からの応援協力の申し出の範囲を超えて、甲が乙に要請して行う調査・報告等については、これに要する経費は、原則として甲が負担するものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定める。

(連絡窓口)

第5条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては建設管理局建設管理政策課長、乙にあっては社団法人岐阜県測量設計業協会事務局長とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成13年5月9日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上各自1通保有する。

平成13年5月9日

甲 岐阜県

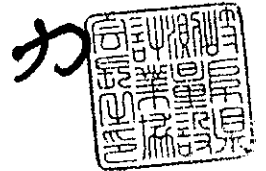
建設管理局長

平田佳史



乙 社団法人岐阜県測量設計業協会

会長 藤井



「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」実施細則

1 協定の趣旨

- この協定は、県内における災害の発生時に、公共土木施設の被害状況について、県が迅速に情報を掌握するために、社団法人岐阜県測量設計業協会に協力を求めるものである。

2 応援協力の内容

- 災害発生時に、社団法人岐阜県測量設計業協会が県に協力して実施する事項は、被災箇所の被害状況の調査（被災箇所、災害の規模等被災状況など）及び報告とする。

3 応援協力事務の流れ

(1)初動時

- 現地建設事務所長は、管内に災害が発生し、被害状況等の把握のため社団法人岐阜県測量設計業協会の協力が必要であると判断した場合には、速やかに同協会事務局長へ協力の要請を行う。
- 社団法人岐阜県測量設計業協会会長は、災害発生時には、県からの要請の有無にかかわらず、応援協力が可能であり被災状況等の把握に有効であると判断したときは、現地建設事務所長に対して応援協力の申し出を行う。
- 現地建設事務所長は、社団法人岐阜県測量設計業協会へ応援協力の要請を行った場合は、速やかに建設管理政策課長にその旨を報告する。

(2)体制の確保

- 現地建設事務所（所長が指名する課長）は、応援協力に係る具体的要請事項等の伝達、調整等を行うため、社団法人岐阜県測量設計業協会に役職員の参集等を求めるなど、協力体制の立ち上げを行う。
- 現地建設事務所（所長が指名する課長）は、所内関係課長と協議し、応援協力を要請する調査区域、調査内容、調査時期等について決定し、それら具体的事項について要請を行う。
- 社団法人岐阜県測量設計業協会（担当役職員）は、県からの要請に迅速に対応できるよう、自ら主体的に被害状況等の情報収集に努めるとともに、応援協力に必要な人員の確保等協力体制の確立を図る。

(3) 応援協力の実施

- 現地建設事務所（所長が指名する課長）は、社団法人岐阜県測量設計業協会との連絡を密にし、応援協力に基づく業務が円滑に実施されるよう必要な協力を行う。
- 社団法人岐阜県測量設計業協会は、原則として、現地建設事務所から具体的に要請があった業務に従事し、被災状況等の調査を行う。
- 応援協力により業務にあたる者の編成、現場での業務の遂行などについては、社団法人岐阜県測量設計業協会の責任において実施する。

(4) 調査報告等

- 社団法人岐阜県測量設計業協会は、応援協力による調査状況等を、随時、現地建設事務所（所長が指名する課長）へ報告する。
- 応援協力による調査が完了したときは、社団法人岐阜県測量設計業協会会長は、文書等で調査結果、活動概要等を現地建設事務所長へ報告する。
- 現地建設事務所長は、社団法人岐阜県測量設計業協会から調査の完了報告があったときは、速やかに建設管理政策課長へその内容を報告する。

応援協力のフロー

